

# 陳情処理状況報告書

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
24-1	6.11.29	杜撰63号  県医務課に係 る警鐘陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>本年4月県医務課へ訪れたところコーヒーメーカーからの良い香りがあり、一杯頂けないかと申し出たところ課内の職員グループで購入し使用しているものだから、料金を払っても来訪者には使わせない態度を通したことに係る問題点。</p> <p>同件について、以下の公文書公開請求のほか1件同趣旨の請求があった。</p> <p>「富山県庁関係部局、課、係り等に訪れた県民や議員、お客様の為に用意しているお茶、お茶菓子類について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部局や、各課や各係り等に、訪れる方々に対応する為用意している年間の予算額及び実績について判る資料。</li> <li>2. 令和元年以降を対象</li> </ol> <p>以前、情報公開室へ弁護士と同伴で訪れた場合は、丁寧なおもてなしでコーヒーを頂いたことや委員会陳述者として待合室でお茶を用意いただいた記憶もある。ところが、現在では全く無作法な場と化している。例えば、訪問者が県を提訴した原告であったとしても県相談室の対応は、礼儀を失っても良いとは限らないから、その都度珍重な対応判断が必要だと思う。」</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 同件に関しては、県庁全ての部局課・県教委・県警察などの実態把握のために公文書請求があったことからすると、開示に係る事務費用はコピー代費用や労務費を含むと数十万円を要する2倍の県費支出となっている。</p> <p>(2) さらには、セクショナリズム的なことから、部署間で来訪者への対応に違いが生じ、来訪者においても信頼を失いかねない。</p> <p>(3) これでは、日本国憲法第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」として</p>

— . . . —

# 陳

# 情

— . . . —

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>いることから逸脱している。</p> <p>(4)一部のグループ間に限定してコーヒーマーカーの使用を認めているのであれば、使用している電気料金は、別途県が料金を徴収することになるのではないか。県医務課長に見解を示していただきたい。</p> <p>(5)いわゆる県庁職員は、県庁を訪れる人それぞれに対してお客様の認識が欠如しているものであり、以前と比べて見識のない不良職員が増大したと捉えられる。</p> <p>3 陳情の要旨</p> <p>(1)県庁へ訪れる訪問者に対して差別的対応を廃止し、お客様対応に徹すべきです。職員及び部局管理者の教育に徹して、差別的対応が再発しないよう周知徹底していただきたい。</p> <p>(2)以前のように、県民サロン室でのお茶のふるまいを再開していただきたい。</p> <p>(3)30年余の国家、県民の経済緊縮を食い止めるため、県や県関係機関の来訪者からの意見を素直に真摯に受け入れるよう求める。</p>

※陳情の要旨(4)は議会運営員会に付託

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
20-1	6.11.28	感染症対策としてのマスク着用の徹底に関する陳情	富山市 個人	<p>地域社会の健康と安全を守るため、富山県議会の皆様に対して感染症対策におけるマスク着用の重要性を再認識いただき、地域全体でユニバーサルマスクの徹底をお願いしたく、本書を提出させていただきます。</p> <p>・陳情の背景</p> <p>1. 感染症の多様化と同時流行のリスク</p> <p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の他、インフルエンザやマイコプラズマ肺炎など、複数の感染症が同時に流行する傾向が見られます。これにより、医療現場への負担が増大し、社会経済活動への悪影響が懸念されています。</p> <p>2. 薬の流通不足による治療の困難化</p> <p>現在、一部の治療薬が流通不足に陥っており、感染症にかかった場合でも治療薬が十分に供給されない、または在庫がない状況が問題となっています。このような事態は、軽症の感染症が重症化するリスクを高め、医療機関へのさらなる負担を招きかねません。</p> <p>3. COVID-19ワクチン接種の進捗不足とその影響</p> <p>現在、COVID-19ワクチンに対する公費助成がなく、その高額な費用が原因で接種が進んでいません。その結果、全世代において感染や後遺症が長期にわたり生活や就労への支障が懸念されています。また、小児へのCOVID-19ワクチン接種も進んでおらず、将来にわたって感染による重大な後遺症が継続するリスクが指摘されています。</p> <p>4. マスク着用の科学的効果</p> <p>複数の研究により、マスク着用が飛沫感染の防止に効果的であることが証明されています。ワクチン接種が進まない現状において、感染を未然に防ぐための最も基本的かつ効果的な対策として、マス</p>



○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
23-1	6.11.28	杜撰66号 警察書籍【謝れない県警】 改版に係る警鐘	富山市八尾町 黒田544-2 松永 定夫	<p>陳情の要旨</p> <p>2004年8月に出版した書籍【謝れない県警】は、富山県警察が県民に対して犯したプライバシー侵害事件をテーマにし、被害者の県民が出版した書籍である。</p> <p>また同年12月15日の高裁判決から、県警察側の敗訴が確定した事件である。</p> <p>同書籍は、すでに県内高等学校や県立大学校及び富山市内の小・中学校全校へ寄贈から所蔵されている。また警察学校においても2012年に3冊寄贈、所蔵されているが、現在において現職警察官は全く認識していない。</p> <p>そこで、筆者は昨年11月には、改訂版【謝れない県警】は、未だに公安委員を困い者にしており、【謝らない県警】に進化している。残念で成らない。を電子版で出版。また本年8月に出版した限定製本版は、すでに県議会図書室や県立図書館、県立大学校、県立高等学校へ寄贈済みのほか、県警察や中学校図書室、地域図書館への寄贈も予定している。</p> <p>本書は、改訂版名称のとおり、[謝れない県警]から[謝らない県警]に改名した理由に、公安委員会委員を揶揄した書籍名称になっている。</p> <p>富山県警察は同不祥事のほか、同時期に氷見冤罪事件など数々の犯罪行為を起こしながら、同件については反省もなく、県警察によるプライバシー侵害事件の不祥事について組織だって隠蔽しているように感じる。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 昨今、本書の県警察への寄贈伺い経緯においても、警務課職員は預かり受け取りを拒否し、どのように評価を行うのか、寄贈受け入れ決定を先送りしている。</p> <p>しかるに、新田知事は県教委への寄贈60冊について、速やかに受領と感謝の意を寄贈者に伝えている違いがある。</p>



- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
25-1	6.11.29	杜撰67号  県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停箇所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には、恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車できないため、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が生じることは容易に推察できる事柄だ。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両になり、3分程度、バスの1車線への停車を妨げる結果を招いている。</p> <p>県民の交通安全確保が緊急の課題だ。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今回は、再び市役所とは対向車線で同じような事態が発生することは想定できることである。</p> <p>(2) 昨今、県広報課の「県民の声窓口」へ同上、予見できる事故の未然防止のため、当該担当の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</p> <p>(3) 県広報課長、管財課長、県民会館館長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官など、同上の交通安全に係る重責を担っていただかねばならない要職の方々に対しては、実態を把握し、緊急に対応を図っていただかねばならないところ、縦割り行政の弊害からか、本件県民の交通安全配慮義務について、積極的に関与する部署が見当たらない。</p> <p>これでは、日本国憲法第15条第2項「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない」を逸脱しているといえる。</p> <p>(4) 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全をうたい文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責がないと</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>言わんばかりで、かつ、昨年の市役所前と同様の渋滞に係るバス乗降者の安全配慮に係る民事訴訟の教訓が活かされていない。</p> <p>3 陳情の要旨</p> <p>(1) 県警察は、知事が県民の安心安全について繰り返して発信しているように、県民の危険や懸念について、再度道路の安全管理の見直しを行い、人命に係る交通安全がさらに凶られるようにしていただきたい。</p>

※陳情の要旨（2）は厚生環境委員会に付託

※陳情の要旨（3）は議会運営委員会に付託

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
20-2	6.11.28	感染症対策としてのマスク着用の徹底に関する陳情	富山市 個人	<p>地域社会の健康と安全を守るため、富山県議会の皆様に対して感染症対策におけるマスク着用の重要性を再認識いただき、地域全体でユニバーサルマスクの徹底をお願いしたく、本書を提出させていただきます。</p> <p>・陳情の背景</p> <p>1. 感染症の多様化と同時流行のリスク</p> <p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の他、インフルエンザやマイコプラズマ肺炎など、複数の感染症が同時に流行する傾向が見られます。これにより、医療現場への負担が増大し、社会経済活動への悪影響が懸念されています。</p> <p>2. 薬の流通不足による治療の困難化</p> <p>現在、一部の治療薬が流通不足に陥っており、感染症にかかった場合でも治療薬が十分に供給されない、または在庫がない状況が問題となっています。このような事態は、軽症の感染症が重症化するリスクを高め、医療機関へのさらなる負担を招きかねません。</p> <p>3. COVID-19ワクチン接種の進捗不足とその影響</p> <p>現在、COVID-19ワクチンに対する公費助成がなく、その高額な費用が原因で接種が進んでいません。その結果、全世代において感染や後遺症が長期にわたり生活や就労への支障が懸念されています。また、小児へのCOVID-19ワクチン接種も進んでおらず、将来にわたって感染による重大な後遺症が継続するリスクが指摘されています。</p> <p>4. マスク着用の科学的効果</p> <p>複数の研究により、マスク着用が飛沫感染の防止に効果的であることが証明されています。ワクチン接種が進まない現状において、感染を未然に防ぐための最も基本的かつ効果的な対策として、マス</p>

— . . . . —

# 陳

# 情

— . . . . —

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>ク着用の徹底が重要です。</p> <p>5. 地域社会全体の安全確保の必要性</p> <p>感染症は高齢者や免疫力の低い方々だけでなく、健康な方々にも大きな脅威を与えています。特に現役世代や子どもたちが感染することで、長期的な健康被害や社会全体の機能低下を招く可能性があります。そのため、地域社会全体を守る対策が急務です。</p> <p>・ 陳情事項</p> <p>①地域住民に対し、感染症の予防としてマスク着用の重要性を周知徹底してください。</p> <p>②公共施設や学校などでのマスク着用のガイドラインを強化してください。</p> <p>③感染症対策としてのマスク啓発活動の実施をご検討ください。</p> <p>④薬の供給状況を把握し、地域住民への適切な情報提供や不足時の支援策を講じてください。</p> <p>⑤COVID-19ワクチン接種に対する公費助成の検討と、接種推進に向けた啓発活動を行ってください。</p> <p>・ 結び</p> <p>地域社会の健康を守るためには地方自治体が率先して感染症対策に取り組むことを強く願っております。特に、全世代を守るためのマスク着用とワクチン接種という二重の予防策を徹底することで、感染症によるリスクを最小限に抑えられると確信しています。何卒、真摯なご対応をお願い申し上げます。</p>

※陳情事項②は教育警務委員会に分割付託

- . - . - 陳 情 - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
21	6.11.28	杜撰64号  県医務課に係 る総合病院へ の警鐘	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>昨今、緊急入院した親族が、富山市内東部に位置する総合病院へ訪れたところ、総合案内窓口の女性職員は、社会福祉士の存在を把握しておらず、適切な案内業務ができなかったこと。さらには、同問題について当該病院総務課に尋ねるが、課職員は十分に説明を聞こうとせず、名札を掌で覆い隠し、さらにはその上司は「謝らせることはむり」と言い張った。</p> <p>同上言語道断の問題点について、県医務課主幹や課長補佐らは「病院の切磋琢磨」等とすり替えてお茶を濁す。ゆえに医務課が具体的に当該病院に対してどのような説明を求め、指導を行ったのか、以下のような公文書公開請求を行った。</p> <p>「昨今、富山市内総合医療病院の対応で、患者親族への不適切対応問題について、11月8日以降医務課主幹、課長補佐らから当該病院へ電話通知した内容が判る資料。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話で当該病院へ通知した日時や相手方の氏名</li> <li>2. 電話で通知した担当者名</li> <li>3. 電話で通知した内容と内容を記録したメモ</li> <li>4. 当該病院から回答や見解について聞き出した内容が判るもの</li> <li>5. 以上に係る一切の医務課長が決裁した内容がわかる決裁書</li> </ol> <p>医務課対応の一切を把握するため。」</p> <p>同様な件については過去にも、富山市内西部に位置する総合病院では、救急患者をマイカーで搬送したところ、救急医療対応しないと女性職員が主張した件について、当時の医務課参事のほか、同席した班職員にも指摘して対応を求めたところ、指摘の記録内容が記載されておらず、後ほど再度申し入れを行い指摘内容が加筆された経緯があった。この件</p>

— . — . — . —

# 陳

# 情

— . — . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>について、いまだに医務課から当該病院への聞き取りや、どのような指導や改善が行われたのか確認できていない。</p> <p>同上公文書公開請求の関係職員らは、当該総合病院への不信不安問題点を指摘しても軽く受け流して記録を残さず、当該総合病院へは、電話通知のみで済ませようとしている。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 県民から当該病院の問題点について医務課職員らは、深刻に受け止めなければ、県民と当該病院、そして県民と医務課への期待や信頼関係をも裏切ることになる。</p> <p>(2) 県内医療機関全体への安心感や医療への期待感が失われることになりかねない。</p> <p>(3) 県職員OBらが、これらの医療機関への人的派遣や天下りによって、相互に付度が生じるとすれば、医療機関内での問題点の隠ぺいや軽視の対応が横行し、県からの指摘問題や改善が損なわれる弊害や懸念が生じる。</p> <p>3 陳情の要旨</p> <p>(1) 県民が、県庁医務課へ訪れ、医療機関への苦情指摘について、同職員らは真摯に問題点を聞き入れ、その指摘した内容の実態について速やかに把握し、当該医療機関に対して指導改善を行っていただきたい。</p> <p>(2) 県内の全ての医療機関に共通する内容であれば、当該病院以外の医療機関に対しても同様に広報、指導を行っていただきたい。</p>

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
22-1	6.11.28	杜撰65号  富山県内総合 病院の過酷な 3交代勤務に 係る陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>富山県内の総合病院看護師は恒常に3交代勤務中に、1日(24時間)内に1直と2直を挟んで深夜からの3直勤務の計2回の勤務を強いられています。過去の平成22年6月及び平成29年9月にも同様な陳情を行ってきたところであるが、当事者の県医務課は、その都度、曖昧に説明し、ほとんど改善が図られていないことから本年11月8日に、以下の公文書公開請求を行った。</p> <p>「富山県内総合病院が行っている各病棟などにおける交代勤務体制に係る実態について判る資料、並びに働き方改革に資する改革推進関係資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内総合病院各々病棟における医師及び看護師数が判る資料</li> <li>2. 同上県内総合病棟3交代制の勤務実態(日勤、準夜勤、深夜勤務)が各看護師に割り当てられている計画と実績内容が判る資料</li> <li>3. 令和元年以降本年度9月に至る期間を対象</li> </ol> <p>総合病院3直交代勤務に係る、24時間内に2回の勤務を課す件の医療安全確保の内容、働き方改革や過去に県議会陳情案件でも指摘されている案件について医務課業務実態を検証」</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1)長期間にわたり県医務課は、この過酷な勤務状態を知らながら放置してきた責任は免れない。教育業界は、給特法を維持し基準給与の4%で、超過勤務させ放題を確保し続けて50年。など教育の教職員側と医療の看護師側に対する弱者いじめと類似している。同制度はやめるべきだ。</p> <p>(2)富山労働基準監督署で確認したところによると、他の業界ではトラック業界しか見当たらない勤務体制であると答えている。緊急医療や24時間医療体制</p>



○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
25-2	6.11.29	杜撰67号  県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停箇所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には、恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車できないため、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が生じることは容易に推察できる事柄だ。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両になり、3分程度、バスの1車線への停車を妨げる結果を招いている。</p> <p>県民の交通安全確保が緊急の課題だ。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今回は、再び市役所とは対向車線で同じような事態が発生することは想定できることである。</p> <p>(2) 昨今、県広報課の「県民の声窓口」へ同上、予見できる事故の未然防止のため、当該担当の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</p> <p>(3) 県広報課長、管財課長、県民会館館長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官など、同上の交通安全に係る重責を担っていただかねばならない要職の方々に対しては、実態を把握し、緊急に対応を図っていただかねばならないところ、縦割り行政の弊害からか、本件県民の交通安全配慮義務について、積極的に関与する部署が見当たらない。</p> <p>これでは、日本国憲法第15条第2項「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない」を逸脱しているといえる。</p> <p>(4) 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全をうたい文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責がないと</p>



- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
26-1	6.12.4	富山県南砺市 在房での系統 蓄電所の建設 計画への陳情	南砺市在房655  富山県南砺市在 房蓄電所反対の 会  寺腰 悠岐	<p>陳情の趣旨</p> <p>在房の遊林地（現在、協立アルミ株式会社所有）に外資系企業、エクイスセントラルサービス・ジャパン株式会社による系統蓄電所を建設しようとする計画が持ち上がっています。自然と農作物の豊かな生産地である土地に、弊害となる事業です。また火災、爆発、有毒ガス、騒音、低周波音等、日本や世界で多数の事故が起こっております。これは新規事業で、特に日本での施行歴史が少ないものの、火災や爆発を起こしています。</p> <p>また、ヨーロッパにおいて国土の狭さによる弊害がアメリカの会議で発言されている中、日本においては対比にならないほど狭く民家に近い立地条件での建設が施行されようとしています。この建設において過去の国内の蓄電所の中では特に大規模な計画です。富山県よりはるかに国土のゆったりしたアメリカでは、実際に町中で救急搬送される住民が多数出て、健康被害を通り越した深刻な問題になっております。上記以外にもあらゆる問題点がある系統蓄電所を周囲に住居の多い南砺市で建設計画されていることに対し多くの周辺住民が不安と懸念を感じております。</p> <p>陳情事項</p> <p>1-1. 県及び県議会から上記2社に対し、自然を壊し環境に馴染まない施設の建設ではなく、自然や生産地である南砺市在房にふさわしく、公害等の弊害がなく市民のためとなるような遊林地の指導の要請をお願いします。</p> <p>2-1. 県及び県議会から上記2社に対し、周辺に民家の多い南砺市在房、または富山県内同様の地での系統蓄電所の建設に反対をお願いします。</p>

※陳情の内容1, 2は議会運営委員会に分割付託

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
19	6.11.1	臓器移植に関 わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	東京都新宿区 団体	<p>陳情の要旨</p> <p>国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。</p> <p>陳情の理由</p> <p>世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。</p> <p>この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）及び国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135カ国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を表明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、台湾、2019年カナダ、ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。</p> <p>わが国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会が2022年12月に、前述の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。</p> <p>わが国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けることができないといった深刻なドナー不足の現状があります。このため、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、わが国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取組に積極性を欠いていると、国際社会から批判も受けています。</p> <p>このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請いたします。</p> <p>本意見書の提出は、わが国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
22-2	6.11.28	杜撰65号  富山県内総合 病院の過酷な 3交代勤務に 係る陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>富山県内の総合病院看護師は恒常に3交代勤務中に、1日(24時間)内に1直と2直を挟んで深夜からの3直勤務の計2回の勤務を強いられています。</p> <p>過去の平成22年6月及び平成29年9月にも同様な陳情を行ってきたところであるが、当事者の県医務課は、その都度、曖昧に説明し、ほとんど改善が図られていないことから本年11月8日に、以下の公文書公開請求を行った。</p> <p>「富山県内総合病院が行っている各病棟などにおける交代勤務体制に係る実態について判る資料、並びに働き方改革に資する改革推進関係資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内総合病院各々病棟における医師及び看護師数が判る資料</li> <li>2. 同上県内総合病棟3交代制の勤務実態(日勤、準夜勤、深夜勤務)が各看護師に割り当てられている計画と実績内容が判る資料</li> <li>3. 令和元年以降本年度9月に至る期間を対象</li> </ol> <p>総合病院3直交代勤務に係る、24時間内に2回の勤務を課す件の医療安全確保の内容、働き方改革や過去に県議会陳情案件でも指摘されている案件について医務課業務実態を検証」</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1)長期間にわたり県医務課は、この過酷な勤務状態を知らながら放置してきた責任は免れない。教育業界は、給特法を維持し基準給与の4%で、超過勤務させ放題を確保し続けて50年。など教育の教職員側と医療の看護師側に対する弱者いじめと類似している。同制度はやめるべきだ。</p> <p>(2)富山労働基準監督署で確認したところによると、他の業界ではトラック業界しか見当たらない勤務体制であると答えている。緊急医療や24時間医療体制</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>の3直(24時間)は欠かせない医療体制であることは周知されているところ、2直時間を挟んだ全前後の1直と3直を1人の看護師に任せる安全な勤務リスクは計り知れない。</p> <p>(3)3直体制に見合った人員体制にすれば解消できることである。人員を削減する合理主義体制とも言えず、医療の看護師のみに負担を押し付ける何者でもない。</p> <p>(4)医療を受ける患者側の立場としても、3直交代制度で1日に2回勤務する勤務割は、医療看護の安全を配慮した勤務体制とは納得容認できない。</p> <p>3 陳情の要旨</p> <p>(1)県民の医療体制の充実や安全医療を図るため、県厚生部医務課は、県内総合病院に係る、過酷な医療看護師の3交代制勤務体制見直改革の推進を求める。</p> <p>(2)山本徹議長があいさつで述べられています「県議会をより一層身近なものと感じていただければ幸いです。」に私も賛同しています。</p> <p>県知事・県議会議員各位へは、同趣旨にご理解いただき具体的に活動いただきますようお願いいたします。</p>

※議会運営委員会には陳情の要旨(2)が付託(陳情の要旨(1)は厚生環境委員会に付託)

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
23-2	6.11.28	杜撰66号 警察書籍【謝れない県警】 改版に係る警鐘	富山市八尾町 黒田544-2 松永 定夫	<p>陳情の要旨</p> <p>2004年8月に出版した書籍【謝れない県警】は、富山県警察が県民に対して犯したプライバシー侵害事件をテーマにし、被害者の県民が出版した書籍である。</p> <p>また同年12月15日の高裁判決から、県警察側の敗訴が確定した事件である。</p> <p>同書籍は、すでに県内高等学校や県立大学校及び富山市内の小・中学校全校へ寄贈から所蔵されている。また警察学校においても2012年に3冊寄贈、所蔵されているが、現在において現職警察官は全く認識していない。</p> <p>そこで、筆者は昨年の11月には、改訂版【謝れない県警】は、未だに公安委員を困い者にしており、【謝らない県警】に進化している。残念で成らない。を電子版で出版。また本年8月に出版した限定製本版は、すでに県議会図書室や県立図書館、県立大学校、県立高等学校へ寄贈済みのほか、県警察や中学校図書室、地域図書館への寄贈も予定している。</p> <p>本書は、改訂版名称のとおり、[謝れない県警]から[謝らない県警]に改名した理由に、公安委員会委員を揶揄した書籍名称になっている。</p> <p>富山県警察は同不祥事のほか、同時期に氷見冤罪事件など数々の犯罪行為を起こしながら、同件については反省もなく、県警察によるプライバシー侵害事件の不祥事について組織だって隠蔽しているように感じる。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 昨今、本書の県警察への寄贈伺い経緯においても、警務課職員は預かり受け取りを拒否し、どのように評価を行うのか、寄贈受け入れ決定を先送りしている。</p> <p>しかるに、新田知事は県教委への寄贈60冊について、速やかに受領と感謝の意を寄贈者に伝えている違いがある。</p>



- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>ています「県議会をより一層身近なものと感じていただければ幸いです。」に私も賛同しています。</p> <p>任命権者の県知事・県議会議員各位へは、同趣旨にご理解いただき県警察のあるべき姿について判を示していただきますようお願いしたい。</p>

※議会運営委員会には陳情の要旨（３）が付託（陳情の要旨（１）、（２）は教育警務委員会に付託）

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
24-2	6.11.29	杜撰63号  県医務課に係 る警鐘陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>本年4月県医務課へ訪れたところコーヒーメーカーからの良い香りがあり、一杯頂けないかと申し出たところ課内の職員グループで購入し使用しているものだから、料金を払っても来訪者には使わせない態度を通したことに係る問題点。</p> <p>同件について、以下の公文書公開請求のほか1件同趣旨の請求があった。</p> <p>「富山県庁関係部局、課、係り等に訪れた県民や議員、お客様の為に用意しているお茶、お茶菓子類について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部局や、各課や各係り等に、訪れる方々に対応する為用意している年間の予算額及び実績について判る資料。</li> <li>2. 令和元年以降を対象</li> </ol> <p>以前、情報公開室へ弁護士と同伴で訪れた場合は、丁寧なおもてなしでコーヒーを頂いたことや委員会陳述者として待合室でお茶を用意いただいた記憶もある。ところが、現在では全く無作法な場と化している。例えば、訪問者が県を提訴した原告であったとしても県相談室の対応は、礼儀を失っても良いとは限らないから、その都度珍重な対応判断が必要だと思う。」</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 同件に関しては、県庁全ての部局課・県教委・県警察などの実態把握のために公文書請求があったことからすると、開示に係る事務費用はコピー代費用や労務費を含むと数十万円を要する2倍の県費支出となっている。</p> <p>(2) さらに、セクショナリズム的なことから、部署間で来訪者への対応に違いが生じ、来訪者においても信頼を失いかねない。</p> <p>(3) これでは、日本国憲法第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」として</p>



- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
25-3	6.11.29	杜撰67号  県民会館前バス乗降者の危険に係る陳情書	富山市八尾町 黒田544-2  松永 定夫	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>県庁に隣接している県民会館前バス停箇所が県庁駐車場及び県民会館の駐車場の満車状態が生じた場合には、恒常的に渋滞車両の影響でバスが1車線に停車できないため、やむを得ずに2車線に停車を行い、乗客の乗降に危険が生じることは容易に推察できる事柄だ。私も昨今、同渋滞車両の1台の車両になり、3分程度、バスの1車線への停車を妨げる結果を招いている。</p> <p>県民の交通安全確保が緊急の課題だ。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 昨年の2月の定例県議会陳情でも陳情理由に「富山中央警察署交通課長は、富山市から車両の渋滞に係る対応要請が無い。及び110番通報については対応する。と答えています。」などと警鐘したところ、今回は、再び市役所とは対向車線で同じような事態が発生することは想定できることである。</p> <p>(2) 昨今、県広報課の「県民の声窓口」へ同上、予見できる事故の未然防止のため、当該担当の県民会館及び県管財課の職員を複数回呼び、指摘してきたところである。</p> <p>(3) 県広報課長、管財課長、県民会館館長並びに富山県警察交通部長、首席参事官、参事官など、同上の交通安全に係る重責を担っていただかねばならない要職の方々に対しては、実態を把握し、緊急に対応を図っていただかねばならないところ、縦割り行政の弊害からか、本件県民の交通安全配慮義務について、積極的に関与する部署が見当たらない。</p> <p>これでは、日本国憲法第15条第2項「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない」を逸脱しているといえる。</p> <p>(4) 歴代の県知事はそろって県民の安心、安全をうたい文句にしているところ、当該関係者らは自らに職責がないと</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>言わんばかりで、かつ、昨年の市役所前と同様の渋滞に係るバス乗降者の安全配慮に係る民事訴訟の教訓が活かされていない。</p> <p>3 陳情の要旨</p> <p>(1) 県警察は、知事が県民の安心安全について繰り返し発信しているように、県民の危険や懸念について、再度道路の安全管理の見直しを行い、人命に係る交通安全がさらに凶られるようにしていただきたい。</p> <p>(2) 県民会館前道路の渋滞解消に向けて効果的な方法論と解消のため、県は、県民会館の課題を共有し、速やかに渋滞解消に向けて動いていただきたい。</p> <p>(3) 山本徹議長があいさつで述べられています「県議会をより一層身近なものと感じていただければ幸いです。」に私も賛同している。</p> <p>県知事・県議会議員各位へは、同趣旨解消にご理解いただき、当該関係の知事部局及び県警察のあるべき姿について範を示していただくようお願いしたい。</p>

※議会運営委員会には陳情の要旨（3）が付託（陳情の要旨（1）は教育警務委員会、（2）は厚生環境委員会に付託）

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
26-2	6.12.4	富山県南砺市 在房での系統 蓄電所の建設 計画への陳情	南砺市在房655  富山県南砺市在 房蓄電所反対の 会  寺腰 悠岐	<p>陳情の趣旨</p> <p>在房の遊林地（現在、協立アルミ株式会社所有）に外資系企業、エクイスセントラルサービス・ジャパン株式会社による系統蓄電所を建設しようとする計画が持ち上がっています。自然と農作物の豊かな生産地である土地に、弊害となる事業です。また火災、爆発、有毒ガス、騒音、低周波音等、日本や世界で多数の事故が起こっております。これは新規事業で、特に日本での施行歴史が少ないものの、火災や爆発を起こしています。</p> <p>また、ヨーロッパにおいて国土の狭さによる弊害がアメリカの会議で発言されている中、日本においては対比にならないほど狭く民家に近い立地条件での建設が施行されようとしています。この建設において過去の国内の蓄電所の中では特に大規模な計画です。富山県よりはるかに国土のゆったりしたアメリカでは、実際に町中で救急搬送される住民が多数出て、健康被害を通り越した深刻な問題になっております。上記以外にもあらゆる問題点がある系統蓄電所を周囲に住居の多い南砺市で建設計画されていることに対し多くの周辺住民が不安と懸念を感じております。</p> <p>陳情事項</p> <p>1-2. 県及び県議会から上記2社に対し、自然を壊し環境に馴染まない施設の建設ではなく、自然や生産地である南砺市在房にふさわしく、公害等の弊害がなく市民のためとなるような遊林地の指導の要請をお願いします。</p> <p>2-2. 県及び県議会から上記2社に対し、周辺に民家の多い南砺市在房、または富山県内同様の地での系統蓄電所の建設に反対をお願いします。</p>

※陳情の内容1, 2は厚生環境委員会に分割付託